

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく監査請求について、監査を行ったので、同条第 4 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 29 年 6 月 12 日

茨城県監査委員	菊 池 敏 行
同	常 井 洋 治
同	岡 野 栄 治
同	羽 生 健 志

第 1 住民監査請求の内容

1 請求人

つくば市 菅原 俊

2 請求書の提出

平成 29 年 3 月 28 日

3 補正書の提出

平成 29 年 4 月 6 日（補正期間は平成 29 年 3 月 31 日から 7 日間）

4 請求の概要

請求人提出の「茨城県職員措置請求書」による請求（以下「本件請求」という。）の概要は、次のとおりである。

なお、事実証明書の添付は省略した。

（1）茨城県知事橋本昌、茨城県保健福祉部薬務課長高村浩亮に関する措置請求の要旨

茨城県知事橋本昌、茨城県保健福祉部薬務課長高村浩亮は、茨城県保健福祉部薬務課が作成に係る茨城県在宅医療提供薬局連携推進事業費補助金交付要項（平成 28 年 6 月 9 日施行）に基づき公募、選定等を行い、平成 28 年 8 月 22 日各対象に補助金交付決定を行った（事実証明書①）。

しかし、交付決定された対象のうち、「つくば薬剤師会（武田典子）」は、平

成 24 年 7 月 31 日解散が確認されており（事実証明書②、③）、補助金交付決定の対象が存在しない。そのため、茨城県在宅医療提供薬局連携推進事業費補助金交付決定による公金支出は、正当な支出に当たらない（事実証明書④、⑤）。

したがって、茨城県在宅医療提供薬局連携推進事業費補助金交付決定を取り消し、交付中止その他必要な措置を請求する。

（2）補正書の要旨

任意団体である「つくば薬剤師会」は、茨城県が薬局業務運営ガイドライン（事実証明書⑥）に基づき「地域薬剤師会」として「積極的な協力」を指導している団体であった。

しかし、同「つくば薬剤師会」は、平成 24 年 7 月 31 日に解散しており（事実証明書②③）、その財産等は「一般社団法人つくば市薬剤師会（現在は一般社団法人つくば薬剤師会）」に承継された（事実証明書⑦）。その後も、茨城県つくば保健所長が上記ガイドラインに基づき、継承団体「一般社団法人つくば市薬剤師会」に対して薬物乱用防止指導員等の選出推薦を委託し、それに基づき推薦者が茨城県知事橋本昌により茨城県薬物乱用防止指導員の委嘱を受けるなど（事実証明⑧）、実際に業務の承継も行われている。

他方、本件において交付決定の対象とされた「つくば薬剤師会」については、現在に至るまで、正式手続により設立された事実がない。請求者及び一般社団法人つくば薬剤師会は、当該「つくば薬剤師会」を称する者に対し、その正式な設立手続を証する資料の提出を求めたが、同者からは何ら具体的な回答がなされなかった。加えて、当該「つくば薬剤師会」は、団体として活動していると称しながら、納税すら行っていない。

このことからすれば、当該「つくば薬剤師会」については、その実体がなく、存在しないことが明らかである。

（事実証明書）

- ① 茨城県在宅医療提供薬局連携推進事業費補助金交付決定通知書
- ② 納税証明書（茨城県土浦県税事務所長）
- ③ 納税証明書（つくば市）
- ④ 茨城県在宅医療提供薬局連携推進事業費補助金交付要項
- ⑤ 行政文書開示による④関連資料一式
- ⑥ 薬局業務運営ガイドライン
- ⑦ 議事録（つくば薬剤師会）
- ⑧ 薬物乱用防止指導員委嘱手続きの資料一式

第2 請求の受理

本件請求が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定する法定要件を備えているか審査を行った結果、法定要件を満たしていると判断して、平成 29 年 4 月 11 日に請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 29 年 4 月 19 日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人からは新たな証拠の提出はなく、「住民監査請求の受理に伴う陳述書」が提出されるとともに、以下の内容を要旨とした陳述がなされた。

- (1) 行政文書の経時的な事実に関する矛盾点や、私自身による経時的な事実関係の調査において、「茨城県がだまされているのではないか」という疑惑がわき起り、事実関係を調査するにつれ次々と疑問点が現れてきた。
- (2) 本件補助金の支給決定に当たり、現時点において本件補助金を申請した「つくば薬剤師会こと武田典子」氏は電話、メール等では連絡がつかない状況である。
- (3) 任意団体「つくば薬剤師会」について、住民監査請求における請求書の中で、既に平成 24 年 7 月 31 日に解散している事実を示した。任意団体「つくば薬剤師会」は平成 13 年 4 月より茨城県薬剤師会から収益事業が移譲された。移譲に伴い収益事業に係る税務手続を怠り、当時の理事「つくば薬剤師会こと武田典子氏」らは、長年に渡り会員各位から、収益事業による納税適正化に関する指摘に対応しなかった。この事件が団体としての会計に関し、透明性を高める意識が会員の意思となり、任意団体つくば薬剤師会臨時総会で任意団体の解散と一般社団法人への移行が決議された。
- (4) 本件補助金の説明会等で支援団体を選出するために進められたスケジュールのなかで、必要な選出プロセスとして、本件補助金の支給候補団体となりえる存在の根拠を確認できること、すなわち茨城県知事より事務委任されている茨城県保健福祉部薬務課がエビデンスとして持ち合わせている事が、合理的な状況である。
- (5) 本件補助金の支給決定がなされた「つくば薬剤師会こと武田典子」氏の団体

設立を証明する物の存在を調査し、設立総会議事録、会則その他必要書類を精査していただきたい。

(6) 現在も納税に対する責任の不履行を続ける「つくば薬剤師会こと武田典子」氏に、県民の血税を支給する大義はないと思っている。本件補助金支給決定の是正及び修正を強く期待する。

2 監査対象事項

平成28年度の茨城県在宅医療提供薬局連携推進事業費補助金（以下「補助金」という。）のうち、本件請求において摘要された支出に係る事務手続を監査対象事項とした。

3 監査対象機関

補助金の事務を所管する保健福祉部薬務課（以下「薬務課」という。）を監査対象機関とした。

4 監査対象機関への監査

薬務課より、以下の監査事項に関する説明聴取を行うとともに、関係書類を確認し、その結果を分析整理した。

（監査事項）

請求人の摘要する事項に関し、補助金交付に係る関係書類の確認を行う。

- (1) 補助金の交付申請手続（事業計画書の内容等）
- (2) 補助金交付対象の決定手続（薬務課において対象団体が補助金の交付要件を充足している事実をどのように確認しているか。）
- (3) 補助対象事業の実施状況（薬務課による事業計画との整合性、実績報告の確認、現地調査の状況）
- (4) 補助金額の確定、交付手続

5 監査対象機関の見解

請求人の請求内容に対して、監査の中で以下のとおり監査対象機関から説明を聴取した。

- (1) 茨城県在宅医療提供薬局連携推進事業費補助金交付要項（以下「交付要項」という。）に基づき、公募、選定等を行い、つくば薬剤師会（会長 武田典子）に対し、補助金交付決定をしたことは事実である。
- (2) 薬局業務運営ガイドラインは、薬局自らが自主的に達成すべき目標であると

同時に薬局に対する行政指導の指針として、薬局の業務運営の基本的事項を定めたものであり、地域薬剤師会を指導するものではない。

(3) 補助金交付決定の対象が存在しないという請求については、以下の資料のとおり、補助金交付決定時に団体として機能しており、交付要項第3条第2項に規定される補助金の交付対象者に該当する。

なお、平成24年7月31日に解散という意見であるが、補助金交付決定時に存在する団体で補助金交付対象団体である。

ア 同会規約

イ 同会員名簿

ウ 同会平成28年度総会資料、平成27年度総会資料

エ 公益社団法人茨城県薬剤師会（以下「県薬剤師会」という。）の協力団体の指定

(4) 茨城県つくば保健所長が、一般社団法人つくば薬剤師会からの薬物乱用防止指導員の推薦を基に、つくば市内の薬剤師に同指導員を委嘱したことについては、つくば薬剤師会に対する補助金の交付とは関連性がない。

(5) つくば薬剤師会が正式な手続により設立された事実がないことであるが、補助金交付時に確認した事項として、平成28年5月25日に総会が開催され、平成28年度事業計画等の決定や役員の改選も行われており、また、会員名簿も整っていることから、補助金交付時には団体として存在している。

(6) つくば薬剤師会が納税していないという主張については、当課は同団体の納税の有無については関知しない。

なお、納税の有無は団体の存在に影響はない。

第4 監査結果

監査対象機関への監査の結果、確認した事項は、以下のとおりである。

1 補助金制度の概要

(1) 経緯

平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）」が改正施行され、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）に向けて、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、新たな財政支援制度が創設された。

この制度において、消費税増収分を活用した「地域医療介護総合確保基金」を都道府県に設置し、都道府県が策定した計画に基づき事業を実施することとされた。

本県では、医療及び介護の総合的な確保に向け、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者等の確保・養成などの課題解決に向けた「医療介護総合確保法に基づく茨城県計画」（以下「茨城県計画」という。）を平成26年10月に策定し、関係機関との協働により計画に位置付けた各種事業に取り組むこととした。

茨城県計画に掲げる各事業のうち「在宅医療提供拠点薬局整備事業」においては、平成26年度から平成27年度にかけて無菌調剤施設等の整備や無菌調剤研修会等の事業を実施してきたが、平成28年度からは、薬剤師の地域包括ケアシステムへの参画を推進するとともに、在宅患者への薬学的管理及び服薬指導の充実を図るため、「茨城県在宅医療提供薬局連携推進事業」として地域薬剤師会に対し事業費を補助することとした。

平成28年6月9日、補助金の交付対象事業や事業者及び交付に係る事務手続等について交付要項を定めるとともに、補助事業者を公募するため、応募方法について茨城県在宅医療提供薬局連携推進事業募集要領（以下「募集要領」という。）を定めた。

また、平成28年6月14日、募集要領に基づき応募した事業者について、透明性、公平性及び公正性を確保して選定を行うため茨城県在宅医療提供薬局連携推進事業費補助金審査委員会設置要項（以下「設置要項」という。）を定めた。

（2）交付要項の主な内容

ア 目的（交付要項第2条）

この補助金は、薬剤師で構成する団体が行う無菌調剤に係る技術研修会、無菌調剤室の共同利用に向けた薬局間連携会議及び多職種連携会議開催等の事業に要する経費について補助することにより、医療提供者間の連携体制を構築するとともに、薬局・薬剤師の在宅医療参画に向けた意識醸成を図り、もってその地域における在宅医療の推進に寄与することを目的とする。

イ 補助金交付の対象等（交付要項第3条）

- （ア）補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域の実情を踏まえた各種事業（次に掲げる取組）とする。
- a 無菌調剤等、在宅医療に係るスキルアップ等の研修会
 - b 無菌調剤室共同利用のための薬局連携会議
 - c 薬局間の連携強化に向けた会議、研修会（多職種連携会議を含む。）

- d 先進地域（県内に限る）への視察、調査
- e 啓発資材（パンフレット等）の作成
- f その他知事が適当と認める取組

(イ) 補助の対象者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各項目の全ての要件に適合している者とする。

- a 県薬剤師会定款第6条第2項に規定される地域薬剤師会であること。
- b 自己及びその役員が、茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号、第2号又は第3号に規定する者でないこと。

(ウ) 補助対象事業者は、薬局における在宅医療を推進し、地域医療の充実に寄与するよう努めなければならない。

(エ) 補助対象事業者の募集については、公募によるものとする。

ウ 補助対象経費（交付要項第4条）

補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、上記イの補助対象事業の実施に必要となる経費で、別表に掲げるものとする。なお、補助対象事業は平成29年3月10日までに完了するものとする。

エ 補助金の交付額（交付要項第5条）

この補助金の交付額は次により算出し、予算の範囲内で交付するものとする。

別表の第1欄に定める基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別表

1 基準額	2 対象経費		3 補助率
	区分	内容	
200千円	報償費	会議、研修会等に出席した外部講師、外部専門家等への謝金等	10分の10
	旅費	事業を行うための出張に係る経費 (講師、外部専門家等への旅費も含む)	
	消耗品費	事業を行うために必要な物品であつて備品でないものの購入に係る費用(本事業のみで使用されることが確認できるもの)	
	印刷製本費	事業で使用する会議資料、パンフ	

		レット、手続に要する書類等の印刷製本に関する費用
会議費		事業を行うために必要な会議、研修会等の開催における茶菓料（お茶代）等
通信運搬費		事業を行うために必要な運送費、郵送費等
使用料・ 賃借料		事業を行うために必要な会議の会場借料や、資材の使用料等

オ 交付申請（交付要項第6条）

補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに補助金交付申請書を作成し、知事に提出しなければならない。

カ 交付決定（交付要項第7条）

(ア) 知事は、上記オにより補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認められる場合には交付決定を行い、補助金交付決定通知書により補助対象事業者へ通知するものとする。

(イ) 知事は、補助金等の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項について修正を加えて交付の決定ができるものとする。

キ 申請の取下げ（交付要項第8条）

茨城県補助金等交付規則（以下「規則」という。）第8条第1項の規定による交付申請を取下げることのできる期間は、上記カ（ア）による通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

ク 交付の条件（交付要項第9条）

(ア) 補助対象事業者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて求める報告、又は現地調査の実施等に対して、遅滞なくこれに応じなければならない。

(イ) 補助対象事業者は、補助金が県民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例、他の規則の定め及び補助金の交付の目的に従って誠実に補助対象事業を行うように努めなければならない。

(ウ) 補助対象事業者は、補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。

(エ) 補助対象事業者は、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を行わなければならない。

ケ 事業の変更・中止等（交付要項第 10 条）

- (ア) 補助対象事業者は、補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更をしようとするときは、規則第 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、事業変更承認申請書を知事に提出し、承認を得なければならない。
- (イ) 補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、規則第 9 条第 1 項の規定に基づき、事業（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を得なければならない。
- (ウ) 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する「知事の定める軽微な変更」とは、補助対象経費の配分の変更で、その割合が 2 割を超えない場合とする。
- (エ) 知事は、上記（ア）及び（イ）による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合には、承認書を交付するものとする。

コ 遂行状況報告（交付要項第 11 条）

- (ア) 補助対象事業者は、補助金交付の決定を受けたときは、すみやかに事業に着手し、事業の経過を記録しなければならない。
- (イ) 補助対象事業者は、知事から指示があったときは、補助対象事業の遂行状況について、知事に報告しなければならない。
- (ウ) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

サ 実績報告（交付要項第 12 条）

補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から起算して 30 日以内又は平成 29 年 3 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書を知事に提出しなければならない。

シ 補助金等の額の確定、交付（交付要項第 13 条）

知事は、上記サにより実績報告書の提出を受けたときは、規則第 14 条の規定により、報告書等の書類の審査、現地調査を行い、その成果が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該額を交付するものとする。

ス 補助金の交付決定の取り消し等（交付要項第 14 条）

知事は規則第 16 条に定めるもののほか、補助対象事業者が次の各項目の一に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (ア) この要項に違反したとき

- (イ) 補助対象事業者又は補助対象事業の実施において委託契約などの取引が

あつた者が、茨城県暴力団排除条例第7条に抵触するとき

(ウ) その他、規則に違反したとき

セ 補助金の返還（交付要項第15条）

補助対象事業者は、補助金の交付の決定が取り消された場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは知事の定める期間内に返還しなければならない。

ソ 書類の整備保管（交付要項第17条）

補助対象事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間、整備保管しておかなければならぬ。

（3）茨城県在宅医療提供薬局連携推進事業費補助金審査委員会の概要

ア 業務（設置要項第2条）

交付要項で定める補助事業の目的等に照らし、事業者及び応募された事業計画の適格性について、総合的に審査を行う。

イ 組織（設置要項第3条、別表）

委員長 薬務課長 高村 浩亮

委 員 県薬剤師会 専務理事 氷田 利正

委 員 県薬剤師会地域医療委員会 委員長 根本 ひろ美

ウ 任期（設置要項第4条）

平成28年6月14日から平成29年3月10日まで

エ 職務（設置要項第7条）

委員は、他の委員の意見に影響を受けることなく独自性を確保したうえで、公正、公平に審査を行わなければならない。

（4）平成28年度補助金交付状況

対象団体名	当初 交付決定額 円	最終 交付決定額 (支出額) 円	内 示 年月日	申 請 受 理 年月日	交 付 決 定 年月日	変 更 承 認 年月日	実 績 受 理 年月日	確 定 年月日	支 出 年月日
笠間 薬剤師会	124,000	124,000 (124,000)	28. 7.22	28. 8. 8	28. 8.22	29. 1.23	29. 3. 9	29. 3.30	29. 4.19
ひたちなか 薬剤師会	186,000	129,000 (129,000)	28. 7.22	28. 8. 8	28. 8.22	28.11.25	29. 3.10	29. 3.30	29. 4.19
常陸太田 薬剤師会	143,000	102,000 (102,000)	28. 7.22	28. 8. 5	28. 8.22	28.10.14	29. 3.10	29. 3.28	29. 4.19

常陸大宮 薬剤師会	174,000	172,000 (172,000)	28. 7.22	28. 8. 5	28. 8.22	28.12. 9	29. 3. 8	29. 3.28	29. 4. 19
高萩 薬剤師会	100,000	88,000 (88,000)	28. 7.22	28. 8. 8	28. 8.22	-	29. 2.23	29. 3.28	29. 4. 19
(一社)土浦 薬剤師会	84,000	41,000 (41,000)	28. 7.22	28. 8. 8	28. 8.22	-	29. 3. 7	29. 3.30	29. 4. 19
(一社)石岡 薬剤師会	135,000	133,000 (133,000)	28. 7.22	28. 8. 5	28. 8.22	-	29. 2.10	29. 3.28	29. 4. 19
つくば 薬剤師会	135,000	106,000 (106,000)	28. 7.22	28. 8. 9	28. 8.22	28.10.31	29. 3.10	29. 3.30	29. 4. 19
筑西 薬剤師会	181,000	178,000 (178,000)	28. 7.22	28. 8. 8	28. 8.22	-	29. 3.10	29. 3.30	29. 4. 19
常総 薬剤師会	155,000	148,000 (148,000)	28. 7.22	28. 8. 3	28. 8.22	-	29. 3.10	29. 3.28	29. 4. 19
古河 薬剤師会	156,000	135,000 (135,000)	28. 7.22	28. 8. 8	28. 8.22	-	29. 3. 6	29. 3.30	29. 4. 19
計	1,573,000	1,356,000 (1,356,000)							

2 つくば薬剤師会に対する補助金交付手続

(1) 補助対象事業の概要

ア 事業の名称

つくば薬剤師会在宅医療多職種連携推進事業

イ 事業の目的

地域の在宅医療を推進するため、多職種や薬局間の連携を図るとともに、
薬剤師のスキルアップを目的とする。

ウ 事業の内容

(ア) 在宅医療介護の連携体制構築のための連携会議

つくば市における在宅医療多職種連携推進事業についての講演会と多職
種によるパネルディスカッションの実施

(イ) 無菌調剤室共同利用に向けた検討会

地域における無菌調剤室共同利用に向けた検討会の開催

(ウ) 無菌調剤室の実技研修

地域で無菌調剤を行っている調剤薬局等における無菌調剤業務の実務研
修の実施

(2) 補助金交付に係る事務処理等

ア 公募及び応募書の受付

補助対象事業者について、募集要領に基づき、平成 28 年 6 月 20 日から 7 月 5 日までの間、薬務課ホームページ上で募集するとともに、県薬剤師会に対し協力団体に連絡するよう通知を行った。これを受け、つくば薬剤師会会长から、茨城県在宅医療提供薬局連携推進事業応募書が、事業計画書及び補助金充当額を 200,000 円とする経費所要額調書を添付して提出され、平成 28 年 7 月 5 日に受け付けた。

イ 茨城県在宅医療提供薬局連携推進事業費補助金審査委員会

平成 28 年 7 月 13 日、設置要項に基づく茨城県在宅医療提供薬局連携推進事業費補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催し、応募内容の審査が行われた。審査に先立ち、県薬剤師会に対し、つくば薬剤師会が県薬剤師会定款第 6 条第 2 項に規定される地域薬剤師会であることを確認するとともに、平素の活動状況について、平成 28 年度総会資料にて確認を行った。つくば薬剤師会の応募内容に係る査定の結果、一部事業について対象外とされたこと及び会場費等の減額により補助金充当額が 200,000 円から 65,000 円減額の 135,000 円とされるなどしたものの、その他の内容については、交付要項に合致するものとして了承された。

ウ 内示通知

平成 28 年 7 月 22 日、審査委員会の結果をもとに、つくば薬剤師会会长あてに、内示決定額を 135,000 円とする補助金交付内示通知を行った。

エ 地域薬剤師会担当者への事業説明会

平成 28 年 8 月 2 日、補助金を内示した 11 団体を集め、査定の主旨や交付申請に当たっての注意事項等の説明を行った。つくば薬剤師会からは担当理事が参加した。

オ 交付申請受付

平成 28 年 8 月 9 日、つくば薬剤師会会长から、申請額を 135,000 円とする補助金交付申請書が、事業計画書、経費所要額調書等を添付して提出された。

カ 交付決定通知

平成 28 年 8 月 22 日、交付申請書の内容について交付要項に照らし適正と判断し、つくば薬剤師会会长あてに、交付決定額を 135,000 円とする交付決定通知を行った。

キ 事業変更承認

平成 28 年 10 月 24 日、つくば薬剤師会会长から、パネリスト増員による報償費増、会場使用料の節約減等により、総額 5,000 円減となる旨の変更承認申請があった。変更申請内容を交付要項に照らし審査した結果、変更内容は

適切であると認め、平成 28 年 10 月 31 日、つくば薬剤師会会长あてに、変更後の額を 130,000 円とする変更承認を行った。

ク 実地検査（中間）

平成 29 年 1 月 27 日、補助対象事業が適切に行われていることを確認するため、薬務課及びつくば保健所の担当職員が、つくば薬剤師会担当理事立会いの下、当該理事の薬局において中間検査を行った。

ケ 事業実績報告

平成 29 年 3 月 10 日、つくば薬剤師会会长から、補助金充当額を 106,000 円とする経費所要額精算書及び領収書の写し等補助対象事業に要した経費の支出状況を証明する書類等を添えて、事業実績報告書が提出された。

コ 実地検査（最終）

平成 29 年 3 月 22 日、薬務課担当職員が、つくば薬剤師会担当理事立会いの下、当該理事の薬局において、補助対象事業に係る領収書原本や出納状況を確認し、事業実績報告の事実確認を行った。

サ 確定通知

平成 29 年 3 月 30 日、実地検査（最終）の結果を踏まえ、つくば薬剤師会会长あてに、確定額を 106,000 円とする確定通知を行った。

シ 支払い

平成 29 年 4 月 19 日、つくば薬剤師会に対し、確定額 106,000 円を支払った。

3 つくば薬剤師会の概要

(1) 代表者職氏名

会長 武田 典子

(2) 所在地

茨城県つくば市柴崎 942-2

(3) 目的

県薬剤師会との連携のもと、会員相互の融和を図るとともに、薬剤師の倫理及び学術水準を高め、薬学及び薬業の進歩発展を推進することにより、地域住民の健康な生活を確保することを目的とする。

(4) 事業内容（平成28年度事業計画）

ア 地域医療への貢献

イ 充実した学術研修会の企画、開催

ウ 地域医療連携と在宅業務への積極的参加

工 薬学生実務実習受入れ
才 学校薬剤師活動の充実
力 会務運営と強い訴訟対応

(5) 役員（平成 28 年 5 月総会改選）

会長 武田 典子
副会長 西松 正豊, 望月 忍
理事 飯塚 伸泰, 入村 直也, 加藤 千恵, 寺田 勝, 中島 艶子,
蛭田 洋之, 宮本 玲子, 望月 武人, 結城 明美
監事 岡村 祐聰, 慶野 多美子

(6) 会員数（平成 28 年 5 月現在）

178 名

第 5 判断

監査対象機関への説明聴取及び関係書類等の調査により、確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

1 判断の理由

請求人が掲示するつくば薬剤師会に対する補助金の交付手続について、薬務課の説明及び同課保管の関係書類等により、その内容を確認したところ、違法又は不当とする事実は認められなかった。

以下、請求人の主張するところについて判断の理由を述べる。

請求人は、平成 28 年 8 月 22 日の補助金交付決定の対象のうち、つくば薬剤師会は、平成 24 年 7 月 31 日に解散していることが確認されており、解散後の財産や業務を一般社団法人つくば薬剤師会が承継し、補助金交付決定の対象が存在しない旨等主張するが、財務会計上違法又は不当な行為の有無の判断に関しては、平成 28 年度の補助金交付手続時における補助金の交付対象団体（県薬剤師会定款第 6 条第 2 項に規定される地域薬剤師会）としてのつくば薬剤師会の適格性を判断すれば足りるため、この点について判断する。

(1) 権利能力なき社団としてのつくば薬剤師会について

まず、つくば薬剤師会が補助金を執行できる団体であるかどうかの検証を行う必要があるが、つくば薬剤師会は、法人格を有していない未登記の団体であることから、補助金交付手続時における組織の実態を裏付けるものとして、薬務課から、つくば薬剤師会に係る規約、役員名簿、会員名簿、財務状況に関する

る書類（平成 27 年度決算報告及び平成 28 年度予算），平成 28 年 5 月 25 日開催の総会議事録等の写しの提示を受け，確認することとした。

つくば薬剤師会規約では，その組織，会員，役員，内部における意思決定，入退会（構成員の変動），外部に対する代表，総会の運営，資産の管理等に関する内容を定めていることが認められた。すなわち，その組織等に関しては，つくば薬剤師会は，「本会の区域内に住所又は勤務場所を有する薬剤師であって，本会の目的及び事業に賛同して入会した者」を会員として構成され，役員として会長，副会長，理事及び監事を置くこととされていた。また，内部における意思決定に関しては，会の運営に関する重要な事項は出席会員の過半数の同意を原則とした総会の決議によることとされ，入退会に関しては，「会員になろうとする者は，会長へ入会申込書を提出し，理事の過半数の同意を得て承認を受け」，「退会届を会長へ提出することにより，任意にいつでも退会することができる。」こととされていた。さらに，外部に対する代表に関しては，総会において選出された会長が「本会を代表し，会務を統括」し，総会の運営に関しては，招集，定足数，決議等一連の手続に係る定めがあり，資産の管理に関しては，「資産は会長が管理し，その方法は理事会の決議により定める。」こととされていた。

次に，入退会に係る手続について申込書類の写し等により確認したが，当該内容からは，入退会による構成員の変動に拘わらず，つくば薬剤師会は同一性を維持し存在していたことが認められた。

これらに加え，役員名簿，会員名簿，財務状況に関する書類，総会議事録の写し等からも，つくば薬剤師会が組織として存在し，活動していることが認められたところである。

また，つくば薬剤師会は，法人格を有していないことから，その性格は法人格を有しない社団すなわち権利能力なき社団であると解される。権利能力なき社団であるための要件に関し，昭和 39 年 10 月 15 日最高裁判決では「権利能力のない社団といいうるためには，団体としての組織をそなえ，そこには多数決の原則が行なわれ，構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し，しかしてその組織によって代表の方法，総会の運営，財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならない」旨判示している。

以上のとおり，提示された関係書類を検証したところ，当該判例の内容に照らして，権利能力なき社団としてのつくば薬剤師会としての存在に疑念を抱かせる事実は認められなかった。

（2）補助金の交付対象者である地域薬剤師会について

補助金の交付対象者については，交付要項第 3 条第 2 項第 1 号において「公益社団法人茨城県薬剤師会定款第 6 条第 2 項に規定される地域薬剤師会である

こと。」等が要件とされている。

県薬剤師会の定款第6条第2項によると、「住所地又は勤務場所を管轄する本会が協力団体と認めた地域又は職域の薬剤師会」を「地域・職域薬剤師会」という旨定められている。

さらに、協力団体の承認手続に関しては、同定款第45条において、「理事会の決議」による旨定められているほか、詳細については、「公益社団法人茨城県薬剤師会地域・職域薬剤師会承認規程」（以下「承認規程」という。）により定められているところである。

このため、薬務課の当該要件に係る確認手続について調査したところ、つくば薬剤師会からの応募を受け、薬務課担当職員が県薬剤師会に対し、つくば薬剤師会が定款第6条第2項に規定される地域薬剤師会である旨の確認を行っていたことが認められた。

また、薬務課から提示されたつくば薬剤師会に係る承認が行われたとされる平成25年5月28日開催の県薬剤師会の理事会議事録及び議案書の写しを確認したところ、承認規程等による手続上問題となる点は見受けられず、当該理事会においてつくば薬剤師会が、県薬剤師会定款第6条第2項に規定される地域薬剤師会として承認されていることが認められた。

（3）つくば薬剤師会による補助対象事業の実施について

薬務課においては、つくば保健所職員とともにつくば薬剤師会に対する実地検査（中間）を行い、補助対象事業の実施を確認していることが認められた。

また、つくば薬剤師会から、薬務課に提出された実績報告には、補助対象事業に要した経費の支出状況を証明する書類として領収書の写し等が添付されていたが、これらの審査に当たっては、薬務課において、書面審査のほか、実地検査（最終）を併せて行い、補助対象事業に係る関係書類を確認していることが認められた。

これらの実績報告の添付書類及び実地検査の実施状況に係る関係書類等については、今回の監査においても、改めて確認したところである。その結果、補助対象事業の実施状況の記録や事業に要した経費に係る取引の相手方から発行されたものを含む支出証拠書類等により、つくば薬剤師会が、第三者との取引等の経済活動を行いつつ、補助対象事業の実施主体としての実体を有し、存在していたことが認められた。

（4）結び

上記のとおり、つくば薬剤師会が補助金の交付対象事業者として適格性を有し、補助対象事業を実施していたことは明らかであり、つくば薬剤師会が存在しないとする請求人の主張は失当である。

2 結論

以上により、請求人の主張は理由がないものと判断されるので、これを棄却する。